

第5号様式（証人等調書）

証人調書 (この調書は、第16回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印 
事件の表示	平成25年(ワ)第443号	
期日	平成28年10月28日 午後1時30分	
氏名	石渡洋一	
年齢	45歳(昭和46年[]生)	
住所	[]	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input checked="" type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳述の要領		
速記録のとおり		
以上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に、「以上」と記載する。

速記録(平成28年10月28日 第16回口頭弁論)

事件番号 平成25年(ワ)第443号

証人氏名 石渡洋一

原告ら代理人(梶原)

甲第37号証を示す

- 1 「陳述書」を示します。末尾に署名捺印がありますね。
はい。
- 2 これは証人の署名捺印で間違いないですか。
はい、間違いません。
- 3 この内容についても御記憶どおり文章化したものだということで間違ないですね。
はい。
- 4 まず、証人の佐賀大学内における地位役職等の概略はどういうお立場ですかね。
現在、佐賀大学大学院工学系研究科の准教授を務めています。所属専攻は物理科学になります。
- 5 今、准教授でいらっしゃると。
はい、そうです。
- 6 今日、先生は、佐賀大学教職員組合の役職にあったというお立場で証言台に立っていただいているんですね。
はい、そうです。
- 7 組合では、この事件当時どういうお立場だったんですかね。
現在は佐賀大学教職員組合の組合員ですが、平成24年6月より

- 1年間、組合の書記長を務めました。
- 8 書記長のお立場で、この退職金の切下げの問題に関与されたということですね。
- はい、そうです。
- 9 退職金が実際に切下げがなされたのは、平成25年の1月1日以降ですけれども、そのときにも書記長として関与されていたと、こういうことです。
- はい、そうです。
- 10 それではこの退職金の引下げに関してお尋ねしていきたいんですけども、まず、佐賀大学のほうから、この退職金の引下げについて、組合に初めて連絡があったのはいつ頃か御記憶ございますか。
- 平成24年11月29日に、大学法人より組合事務室に電話連絡がありました。
- 11 電話連絡を受けたのは、先生御本人じゃないんですよね。
- はい。
- 12 どのような連絡があったというふうに聞きましたか。
- 国会で公務員の退職金について改正が出されたと、で、その年の佐賀大学の退職者に対しても影響があるようだと、これについて12月に何か要望を出しますかといったものであったと思います。
- 甲第23号証を示す
- 13 これは組合の事務局のほうから役職者に出されたメールですかね。
- はい、そうです。
- 14 これは先生も受け取られたということですね。
- はい。
- 15 今言われたような内容が記載してあるということで、大学からは何か要望がありますかという問合せが組合にあったということですね。
- そういうことです、はい。
- 16 この内容を見ますと、退職金切下げ問題について、団体交渉の要否を尋ねられるんじゃなくて、何か要望がありますかという、要望書を出されますかという形だけだったと、こういうことです。
- そうです。
- 17 大学法人からこのような連絡を受けたのが、11月29日ということのようですが、このような連絡を受けて組合としてはまず、どのような対応をとられましたか。
- まず、組合の役員で集まりまして、2回会議を開きました。
- 18 いつ頃といつ頃開けたか覚えてますか。
- 12月3日と10日の2回です。
- 19 12月3日というのはどういう会議だったんですか。
- そのときは、私を含め役員が、組合五役という役員になりました、その役員プラス賃金闘争委員会のメンバーも加わって会議をしました。
- 20 12月10日はどういう会議ですか。
- 私も含まれる五役会議ですね。
- 21 11月29日に大学法人から、何か要望がありますかというような連絡が初めてあって、で、会議が12月3日と10日と、かなり窮屈な日程で会議が開かれたっていう感じですが、そういうことですかね。
- はい、突然の法人からの連絡だったので、急いで対応をしたのを覚えています。
- 22 今言われたように急遽の2回の会議を開かれて、組合としてはどういう対応をとるということになりましたか。
- 法人側に向けて要望書を出すことを決めました。
- 23 実際に要望書出されたんですね。

- そうです。
- 乙第36号証を示す
- 24 「要望書」と題する書面ですけれども、日付は12月12日になっておりますが。
- はい。
- 25 発出者は組合の委員長の杉山先生ですかね。
- はい。
- 26 要望書ということで、これが出されたんですね。
- はい。
- 27 この要望の概要と言いますか、ここに書かれたとおりだと思いますけれども、どういうことを大学法人に要望しようということだったか言っていただけですか。
- 退職金の引下げは教職員の不利益になりますので、そのようなことをする場合には労使間の合意が必要となると、それを守らなければ労働契約法違反であると、そのような措置がないように求めますというのが1点と、あとは、もし退職金の引下げを考えているのであれば、組合側と団体交渉を行いうように、法人側からそれを徹底するようにと要求をいたしました。
- 先ほど見ましたように12月29日は、何か要望がありますかという問合せだけが組合に来てて、この問題について団交を開かせていただきたいというような要請は大学からはなかったんですね。
- そのときはなかったです。
- 29 逆に今言われたように、この要望書の中で、もし切下げをするのであれば団交を開けという、そういう要請をされたということですね。
- はい。
- 30 この要望書を提出した後、まず大学法人から何か動きがありましたか。
- はい、団体交渉の予備的打合せの申込みがありました。
- 31 その予備的打合せは実際に開かれたんですかね。
- はい。
- 32 いつ開かれたか御記憶ありますか。
- 12月21日です。
- 33 その予備的打合せには、双方どのような人たちが出たんですか。
- 組合側からは私を含む組合五役、役員ですね、役員で、法人、大学側からは事務局の職員の方が来られました。
- 34 これは団交の予備的打合せということだから、正式の団交の会議ではないんでしょうけれども、その予備的打合せの中で、今言わされた大学側から出られた法人の事務局の方ですかね、どういうことを言われましたか、記憶ありますか。
- はい。まず平成25年1月1日から退職金の引下げを行うと、それが1点と、それを行う理由は経営判断であるという説明を受けました。
- 35 もう1月1日から施行するんだということ、決めてるような言い方だったんですかね。
- はい、そのように言われました。
- 36 組合側からはこの予備的打合せにおいて、団交を始めるに先だって何か法人のほうに求められたりしましたか。
- はい、余りに急な話でしたので驚いたんですけども、退職金引下げを考えているのであれば、またその理由を経営判断とするであれば、それがこちらに分かるように資料をもって団交の席では説明してほしいということを要求しました。
- 37 そうするとその予備的打合せの段階まで、根拠が分かるような資料というのは、法人のほうから何ら示されてなかつたんですね。

- はい、ありませんでした。
- 38 資料を示すように予備的打合せで求められていたと、組合のほうがね。
- はい。
- 39 その後、団体交渉は実際開かれたんですね。
- はい。
- 40 その開催日は覚えておられますか。
- 12月25日です。
- 甲第19号証を示す
- 41 「退職金問題団体交渉」と題する今言われた日付のものですね。
- はい。
- 42 この文書は組合が、当日のやり取りを文字に引き起こされたと、こういう理解でいいですか。
- はい。
- 43 概略この内容があったのは間違いないと。
- はい。
- 44 この団体交渉への出席者についても、この甲19号証に書かれてるとおりですね。
- はい。
- 45 大学側と組合側のね。
- はい。
- 46 で、先生も当然出席されて。
- はい、しました。
- 47 この団交に臨まれますよね。
- はい。
- 48 この団交に先立って、法人側から事前に資料等の開示はなかったんですか。
- ませんでした。
- 49 事前には何も開示がされてなくて、この日に至ったということですね。
- はい。
- 50 それでその日、何らかの資料は大学法人のほうから示されましたか。
- はい、大学から示されたのは、国家公務員の退職金引下げに関する資料ですね、閣議決定された内容の資料です。それと佐賀大学法人が、その年の退職予定者に宛てた通知文書、さらには実際の退職者の退職金の見込額といったものが書かれた資料もありました。
- 51 先ほど示した甲第19号証の1枚目を示しますが、このちょうど真ん中辺りに、「総務部長」というゴシックの見出しがあって、その中に資料を説明しているくだりがありますね。
- はい。
- 52 ここで述べられてるような資料が、今、先生が言られたような資料が、この日出されたというのを示してるものですね。
- そうです。
- 53 これを見ますと、先生の今の証言と、この総務部長さんが説明されておられるような資料の中身を伺いますと、これによって退職金削減の必要性とか理由とかが、具体的に分かるような資料だったんですか。
- 閣議決定された内容を示す資料からは、国立大学法人に対して、公務員に準じた退職金の引下げをしてほしいという要望はありましたが、それをその他の、退職金引き下げなければならないという理由や必要性を示した内容は、文書からは知ることはできませんでした。
- 54 端的にお聞きしますと、いわゆる退職金引き下げなきやいけない財政的な状況とか、そういうことが分かるようないわゆる財政関係の資料とか、あるいは財政関係の資料を基に一定の分析をした結果を示すものとか、そう

- いうものを佐賀大学法人自体が検討したような資料とかは示されはしなかつたですね。
- はい、ありませんでした。
- 55 一切なかった。
- はい。
- 56 組合としては、この団体交渉に臨むに際して、先ほど言われたように予備的打合せにおいても資料を示してほしいというふうに要望されてたわけですし、団体交渉においては財政関係の資料が出るものと期待しておられたんじゃないですか。
- はい、していました。
- 57 しかし何ら示されなかつたと、こういうことですね。
- はい。
- 58 結局そういう財政関係の資料は一切出てなかつた中で、この当日の交渉の席で、大学法人のほうは、この削減の必要性なり理由に対しては、概略どういう説明をしてたんですか。
- 交渉の初めに、退職金引下げを行う理由として、国の法律、国の要請に従うということが述べられました。さらに退職金は財源が決まっているという説明も受けました。
- 59 これに対して組合は、どういう主張なり反論をなさいましたか。
- 退職金には、交付金だけでなく大学の自己収入も充てることはできるはずであるということを言いました。
- 60 そういう組合の御主張に対して、大学法人のほうはどのような回答といふか、弁明をされましたか。
- その年の退職者の方々、全員ですね、全員の退職金の補填を行うには4000万から5000万程度掛かるということを述べまして、その額を補填するだけの財源がないということを、余裕がな
- いということを大学は言いました。
- 61 財源がないという結論は口頭で言われたわけですね。
- そうです。
- 62 法人のほうが。
- はい。
- 63 これに対しては組合としては、さらに何らかの主張なり反論をされたんですか。
- はい。財源がないというのであれば、それをこちらに分かるような資料を示してほしいということを要求しました。
- 64 先ほど示した甲19号証の3枚目を再度示しますけれども、ちょうどゴシックの最初の「組合」というとこの2行目辺りに、「何故大学側で補填が不可能であるかを資料を持って示して欲しい。」と、こういうふうに再度資料を求めてありますね。
- はい。
- 65 財源がないんだ、埋めようがないんだと言われても、資料は何一つ出でなかつたわけでしょう。
- はい。
- 66 組合としては当然、それで説明が果たされてるとは思えない状況ですよね。
- はい。
- 67 大学としての説明がね。
- こちらは理解ができませんでした。
- 68 今も示したように、なぜ補填ができないか資料をもって示せという要求をされたのに対して、大学法人側はどのような反応でしたか。
- 佐賀大学のホームページに公開されている財務レポート、それを見てほしいというのみでした。
- 69 財務レポートを見てほしいということだけ。

- はい。
- 70 ほかに資料を追加して出しますとかいうことは一切なかったんですね。
具体的な説明はありませんでした。
- 71 ちなみにこの財務レポートっていうのは、概略どういうものかというと、誰でも見れるわけですか。
そうです。ホームページに公開されています。
- 72 それを見たら、なぜ補填ができないかが分かるような、そういう資料だと言えますか。
まあ私はそういう専門じゃないんですけれども、私には理解できるものでは。その4000万から5000万は出せないということが具体的に分かる資料ではありませんでした。
- 73 何か分析結果が示されてるようなものでも何でもないんですよね。その4000万出せない。
少なくとも今回の目的に合うような回答が得られるものではなかったと思います。
- 74 結局、この当日の団交では、もう資料も示されないまま、結論的に補填もできないんだと、削減は国が決めたのに従うんだと、こういうことに大学側の御回答は終始したということですか。
はい。
- 75 それについては、組合としては当然納得できる状況じゃなかったんでしょう。
はい。
- 76 大学法人は、退職金削減の開始時期についてはいつだと団交では言ったんでしょうか。
平成25年1月1日に実施すると言いました。
- 77 もうそれは決めてるという言い方ですか。
- はい、組合側からは、1月1日は余りに過ぎるので、もっと後ろにずらしてほしいということを要求しましたが、それを伝えても大学は方針を変えることはありませんでした。
- 78 もう決めたことだという対応だったんですね。
まあそうです。
- 79 さらに団交を開こうというような反応は、対応はもらえなかつたですか。
なかつたです。
- 80 もうこれが最後の団交という対応ですか。
そのときももう時間が来たという形で終わってますので、こちらも合意していませんから、もう打ち切るような形で終わったと思っています。
- 81 そうするともう、この日の団交というのは、どういう位置付けの団交だったというふうに思われますか。
組合側としては、我々は全く合意しておりませんし、これは大学の強行であるというように認識しています。
- 82 団交はじゃあ、形ばかりの団交だったという感じですかね。
はい、もう、もともと交渉前から決まっていた、初めから結論ありきでなされた団体交渉だったというふうに感じています。
- 83 1月1日から実際に削減が実施されると、それで先ほどの御証言によりますと、組合に一等最初、この削減についての連絡がなされたのが11月のほぼ末ということですね。
はい。
- 84 中1か月ある、ほぼ1か月しかないということですよね。
はい。
- 85 組合に連絡があつてからね。
はい。

86 団交が開かれたのは 1 月の 25 日ですかね。

はい。

87 それで結局実施まで 1 回しか団交が開けてないということですね。

そうです。

88 この導入時期について先ほどもちょっとと言われたと思いますけれども、結局 1 回目の団体交渉から 6 日後には導入されてるんですよね。

そうです。

89 団体交渉を開かれた 3 日後には年末休暇に入ると、そういう時期ですかね。

1 月 29 日から年末休暇となりますので、はい。

90 この時期に団交開いても、もう実際の議論をする時間もないということですね。

そうですね、そう思います。その団体交渉では組合側が理解できるような説明ありませんでしたので、はい。

乙第 43 号証を示す

91 これは大学法人のほうから、1 月 26 日付けでの文書になってますけれども、実際にこれが職員に示されたのはいつでしたかね。

1 月 28 日に通知されました。

92 なんかサーバーの不都合。

と聞いています。

93 というような理由で、1 月 28 日に初めて決定事項として通知されたということですね。

そうです。

94 この内容は、もう削減しますっていう決定の文書ですよね。

そうです、はい。

95 この 1 月 28 日、先ほども言われましたけれども、もう、この年の業務の最終日ですね。

はい、そうです。

96 この日に最終決定、1 月 1 日から退職金を削減しますと言われたということについては、どう考えられますかね。職員側の対応の余地とかいうことも踏まえて考えると。

退職金の引下げというのは、退職者の方々にとって非常に大きな不利益を被るものですから、そのための準備といった時間というものが必要だったと思います。そういう点では、少しでも早くそういう連絡は退職者に対してなされるべきで、今回の法人側のしたことというのは、もう、1 月 1 日に実施されたわけですが、その休業日を除けば前日です、28 日というの。それではとても退職者の方が何かそれで対応できるものではないと。例えば早期に退職すると、退職金引下げの前に退職をするという選択肢もあったかもしれません、それを選ぶことも実質不可能であったというように思います。

97 そもそもこの時期はもう、翌年のスケジュールと言いますか、カリキュラムとともに、ほぼ実質的には決まってるような状況ですか。

実際のところ、1 年前でもう決まってます。カリキュラム 1 年前には担当決めますし。

98 もう学生のこととか考えるととても。

そうですね。

99 この時期に即辞めますなんて言えませんよね。

不可能だと思います。

100 その時期に、数日後に実施しますというのが出たと、こういうことですね。

はい。

101 この本件訴訟に先生、証人としてもお立ちいただいてますけども、この訴訟について、どのようなお考えなり、思いがございますか。

佐賀大学に長年勤めてきた当時の退職予定者の方々に対して、退職金を補填せず、十分な理由や説明もなく、説明もせずに退職金引下げを行ったというのは、非常に思いやりに欠けた不誠実な対応ではなかったかと思っています。法人は退職者の方に対して、何とか文書で内容を通知してはいますが、このような大きな問題に関しては、きちんと場を設けて口頭で説明もすべきではなかつたか、最低限そういったことはされるべきだったと思います。さらには組合に対しても、法人と組合との間で意見を交換して合意を形成するという過程を経ずに、このような退職金の引下げを実施したというのは、それも非常に残念な対応だったと思います。

原告代理人（東島）

甲第43号証を示す

102 これは「国立大学法人佐賀大学職員就業規則」ですけれども、その16条のところを示します。「自己都合による退職手続」という条文すくども、「職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の少なくとも30日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。」と書いてありますね。

はい。

103 そうしますと12月28日に、退職金を引き下げましたという結論を書いた通知が来たとして、それから退職届を出しても、3日後の1月1日より前に効力が発生するような退職届っていうのは出せないことになりますね。

そうなんです。

104 実際上も退職届をその日のうちに出すなんて無理だし、就業規則上、有効な退職っていうのを12月31日までにするということは不可能だということですよね。

はい、そう思います。

被告代理人（青山）

105 証人は平成24年の6月頃から1年間、書記長という地位にあったということですが、こちらは組合の最高責任者であるというふうな理解でよろしいでしょうか。

いいえ、一番の責任を持つのが組合の委員長になります。私はその方と一緒に役員として参加したことです。

106 恐らく、いわゆる団体でいう執行部とか理事等に当たるようなお仕事のかなと理解しますが、例えば組合のほうに外部から文書が入ってきた、あるいは法人本部から何らかの文書が来たりしたものというの、書記長である証人は当時は目を通していたという理解でいいですか。

はい。

甲第19号証を示す

107 こちらは原告側から提出されている議事録ですが、この議事録の、念のため各やり取りというのは、実際に証人が見聞きしたものと間違いないでしょうか。

記憶の中では、はい、違いません。

乙第40号証を示す

108 1枚目を示します。こちらは同じく12月25日の組合との交渉に際して、法人側が作成した議事録なんですが、ちょうど中段ほどに「提出資料」というところがございまして、黒丸で5個の文章が記載されております。これを見るだけで、大体これを受け取ったかどうかっていうのはお分かりでしょうか。

はい。

109 その前提でちょっと伺いますが、まず9月27日に通知がなされたというようなお話をありました。これは大学側としては、退職予定の職員さんに対して、退職金が引き下げるかもしれないという通知ですというふう

に理解してますが、その通知のことでしょうか。

はい、そうです。

乙第30号証を示す

110 念のため通知自体を示します。こちらがまず電子メールで、対応する職員さんに送られてきた文書ですが、証人はこの文書自体は、当時御覧になられておりましたか。

いや、この文書に気付いたのは大分先です。法人から連絡があつた後ですね。これは組合には、この文書が届いたという情報は来ていません。

乙第38号証を示す

111 念のためもう一個確認させてください。5枚目を示します。まずこちらの文書というのも同じような趣旨で、大学が書面で、大学の人事課が発出した文書なんですが、こちらのほう御覧になられたことというのはございませんか。

これは団体交渉の予備的打合せ、12月21日ですね、そこで出席された事務職員の方から、こういう文書を退職予定者にお送りしているということを、ここで初めて聞きまして、そこで私が豊島先生にお聞きして、ありますかと聞いたの覚えてます。そこで初めて見ました。

甲第3号証を示す

112 こちらは交渉にも出てきました、いわゆる8月7日の閣議決定、国が国家公務員の退職金を減らしますよという規定ですけど、こちについては当時、8月ないし、例えば9月頃とかに、組合のほうに情報が上がってきたりというようなことはありましたか。

はい、具体的にはこの資料を直接見たことはなかったですけれども、情報としては感じておりました。

113 ちょっと素朴な疑問で確認なんですが、読み方はそれぞれかもしれませんけど、先ほどお示しした乙第38号証の5枚目の文書を見ますと、確かにまだ確定ではないんですけど、それなりに具体的に減額がされるかもしれないよということが読み取れるような通知にもなっているようにも読めます。これは見方はそれぞれかもしれませんのが、何かこういった9月27日に職員さんに文書が発出されてから組合のほうに、この件はどうなってるのとか、組合で何か動きがあるんですかというような問合せはなかっただしようか。

直接組合側に問合せはなかっただですね。

114 なかっただ。

はい。もしかするとその9月27日の法人から退職予定者に送られた文書に、退職予定者が気付いてなかった方もいるかもしれません、そこは。

115 何名ぐらい対象だと聞いてますか。

私の曖昧な記憶ですが、20名程度だったと思います。

116 おひとつからも特に連絡はなかっただという記憶ですかね。

組合に向けてはありませんでした。

乙第48号証を示す

117 まず、この冒頭にある「全国大学高専教職員組合中央執行委員会」というのは、いわゆる国立大学等の全国にある組合の連合会、その上部団体的なものと受け止めてよろしいですか。

はい。

118 こちらで実は11月22日付けで、「退職金の大幅切り下げをさせないための第1次討議資料」というような形で文書が作られてるようですが、まず証人は、この文書自体は御覧になったことはございますか。

当時、大体の書面は目を通してましたので、見ていましたと思います。

119 この文書に目を通したというのは、やはりこの作成時期と、そう遠くない時期と聞いてよろしいでしょうか。

作成時期というのは。

120 こちら 11月22日となっていますね。

ああ、そうですね、はい。全大教からメールで通知されてきますので、大体の資料は、はい。

121 この文書の中身読みますと、これはちょっと細かいんでお示しはしませんが、8月の閣議決定があることによって、全大教としては、それなりに相当の危機感をもって、全国の国立大学において退職金の切下げが来年の1月からなされるのではないかと、こういったことが、具体的に詳細な理由をもって記載されております。そういう全大教からの情報というのが、24年の8月から、その11月の末ですかね、大学から通知があるまでに、何か証人であったり組合のほうには届いていなかったでしょうか。

大学からですか、大学から組合ですか。

122 いや、全大教から単位団体というか、佐賀大学の教職員組合に届いていたものっていうのはありませんでしたか。

直接佐賀大学に届いたものはなかったと思います。全国の組合、大学の組合に向けて通知された文書だと思いますが、直接佐賀大学に向けた文書というのは、記憶の中でなかったと思います。

123 先ほど証人は、9月27日の大学からの通知を御覧になってない方もいるんじゃないいかということでしたが。

すいません、私の予想です。

124 予想ということですね。

はい。

125 恐らく原告の豊島先生も、御覧になったことは認めてらっしゃるのかなと思うんですが。

いや、私が予備的打合せの後に部屋に行きました、ありますかと聞いたら、そう言えばあったかなというか、そこ、机の横から出してきたのをなんか覚えてますので、豊島先生の御記憶のところまで、それについて印象に残っていたかは、ちょっと定かでないかと思います。

126 もう一つ確認ですけれど、8月の通知を証人も、閣議決定ですね、御覧になられて、証人なりに何か具体的に、この佐賀大学でも動きがあるのではないかというようなお考えをお持ちになったことはございませんか。

正直懸念はもちろんしておりました。私を含め組合役員で懸念しております、大学から連絡も来なかつたので、気になりながら、ほかの仕事もありましたので、時間を過ごしてたという状況でした。

127 もし、先ほどの乙30号証とか38号証の通知まで、当時目を通しておられたとしたら、恐らく、これはほんとに具体化するんじゃないかというような懸念も抱かれたことでしょう。

最初の行動が、私はですね、組合から先に聞くのが妥当なことか分からなくて、行動に移せなかつたところがあります。

128 人事課さんとかに組合のほうから、こういう動きがあるけどどうなってますかという照会を、例えば8月から11月までにしたということはなかつたんですね。

しておりません。

129 これは非難している趣旨ではなくて確認をたださせていただいているだけです。退職を予定した人に対してのアナウンスというのも、組合からは特になかつたと聞いてよろしいですね。

いつの話でしょうか。

130 8月から11月頃の間。

- 組合から。
- 131 はい。
退職予定者に向けてですね。
- 132 はい。
それはありません。
- 133 証人は、この組合の書記長という地位は1年で外れたようですが、何らかのそういう運営側というか、理事のような立場では関わり続けてらっしゃるんですか。
今は、私は工学系研究科の物理科学専攻というとこに所属しているんですが、その3つの専攻の委員というのは今もしております。
- 134 この大学の、当時の協議状況から現在の主張のところまで、もし答えられるところがあれば教えていただければと思います。まず協議状況のところですが、確かに1回しか交渉がなかったと、これは万全だとまでは大学側も考えてないところかと思うのですが、他の大学ではどうだったというようなことをお聞きされてますか。
- はい、全大教が全国の各大学の交渉の状況というのをまとめておりまして、当時その資料を見たんですが、佐賀大学のように、たった1回の交渉で1月1日施行というのは、ほぼなかったというように記憶しています。施行時期を遅らせる大学も多数ありましたし、大学によっては補填するような大学もありましたし。
- 135 例えば、今、被告側から書証で出してる例でも、岡山大学さんなんかは1回のみのグループで、徳島大学さんなんかは2回、団体交渉をしています。何かそういう、それぞれの大学の違いについて、そういう全大教の場などで言及があったこと、説明があったことはございましたか。例えば交渉の開始時期がどうだったから、うちはもう少し突っ込めただけれど、うちにはちょっと遅かったからなかなかそこまで言えなかつたとか。
- 全大教の会議にも1回参加しましたが、ちょっとそのときの様子までは具体的に覚えてません。
- 136 佐賀大学の、先ほど減額の説明についての御説明がございましたが、全大教の場などで、ほかの大学が各組合に対して行った説明というのも御報告というのはあったでしょうか。
- あったと思います。当時新潟大学だったかと思いますが、その新潟大学の状況を報告してまして、財務状況の議論を相当重ねたという報告があったと思います。
- 137 佐賀大学の説明と、そういったほかの大学の説明というのには違いがあつたんですか。
- まあ違いはあると思います。
- 138 ほかの大学の結果としてですね、交渉の結果、どういう減額になりました、いつから施行されました、これは証人も御存じかと思いますが、1月1日から国の基準と同様ですという適用をされた大学というのは54法人がございました。それは御存じでしたか。
- 数字までは私、今覚えてません。
- 139 組合の構成員というお立場からの証人の御意見としては、この54法人の中で、もし何らかの黒字、病院を抱えるとかというものがあれば、その対応は全て不適切だという結論になると、そういう御意見を組合としては投げ掛けていたと伺ってよろしいでしょうか。
- それはいろんな問題が絡むかもしれませんので、他大学のことまでは特に私から、何かを判断できることありません。
- 140 これもお分かりになれば結構なんですが、ほかの大学では、退職手当のこの減額の訴訟というのが、実は余り開かれていなくて、御承知のように震災における給与減額の訴訟はかなり大規模なところから小規模なところまで起こされています。何か退職金のところについて、各大学の動きについて

て何か、訴訟にするしないということで聞いたことというのではありませんか。

今言われたことについては特に把握しておりません。

原告代理人（東島）

141 先ほど、8月7日の閣議決定の話は知っていたんだけれども、佐賀大学の法人のほうに組合のほうから言い出すっていうのもおかしいかなって思つてたって言われましたが。

はい。

142 飽くまでも内閣の要請があっても、退職金の引下げを決定するのは各国立大学法人ですよね。

そうです。

143 そうすると、国立大学法人のほうが引き下げたいということであれば、それを適切な時期に組合に言ってくるはずだと。

そういうことです、はい。

144 と思ってたっていうことですよね。

そう、はい、考えてました。

145 だけれども、1月からしか実施しないという話であれば、組合に伝えるのが余りにも遅すぎる、問題であるということですね。

はい、そうです。

(以 上)

佐賀地方裁判所

裁判所速記官 川崎寿恵